

郡山市農業委員会会長互選要領

平成6年10月1日制定

(趣旨)

第1条 郡山市農業委員会の会長の互選については、この要領の定めるところによる。

(会長の互選)

第2条 会長の互選は、単記無記名投票により行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数の同じ者が2人以上あるときは、くじで決める。

2 前項の互選は、出席委員中に異議がないときは、投票によらないで、指名推選の方法によることができる。

(選挙の宣告)

第3条 この互選において選挙を行なうときは、互選管理者（以下「管理者」という。）は、その旨を宣告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第4条 投票を行うときは、管理者は職員をして委員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならぬ。

2 管理者は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第5条 委員は、投票用紙に選挙しようとする者の氏名を記載し、順次投票箱に投入するものとする。

(投票箱の閉鎖)

第6条 管理者は、投票が終わったと認めるときは、投票もれの有無を確かめ投票箱の閉鎖を宣告しなければならない。

2 前項の宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第7条 管理者は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、管理者が委員の中から互選会にはかって指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて管理者が決める。

(投票の無効)

第8条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 互選される者の氏名を自書しないもの
- (3) 互選される者の氏名以外の事項を記載したもの
- (4) 氏または名のみを記載したもので互選される者が判定できないもの
- (5) 白紙または判読できないもの

(選挙結果の報告)

第9条 管理者は、選挙の結果をただちに互選会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。